

<グリーン分野>

2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、再生可能エネルギーに関しては、S+3Eを大前提に、再生可能エネルギーの主力電源化を徹底し、再生可能エネルギーに最優先の原則で取り組み、国民負担の抑制と地域との共生を図りながら最大限の導入を促すことが重要である。また、再生可能エネルギーの主力電源化の鍵を握る蓄電池の活用等による脱炭素化された調整力の確保等も必要となる。そのため、再生可能エネルギーや蓄電池等に関連する規制・制度見直しが必要不可欠となる。このような観点から、以下の事項について、重点的に取り組む。

(1) リチウムイオン蓄電池や急速充電器の普及拡大に向けた消防法の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
1	一定の安全性を有する車載用リチウムイオン蓄電池に係る、消防法上の危険物規制の適用の在り方の検討	消防庁は、電気自動車分野で国際競争が激化する中、欧米での事業環境とイコールフットリングとなることを目指し、国際規格を満たすなど一定の安全性を有する車載用リチウムイオン蓄電池に係る危険物規制の適用の在り方について、海外の状況等との比較も含めて課題を洗い出し、その後速やかに結論を得る。	令和4年度内に課題を洗い出し、その後速やかに結論	総務省
2	車載用リチウムイオン蓄電池を貯蔵する屋内貯蔵所の床面積、階数、軒高等の制限の見直し	消防庁は、消防法（昭和23年法律第186号）の危険物規制の対象となる指定数量以上の車載用リチウムイオン蓄電池を貯蔵する屋内貯蔵所に係る床面積（1,000m ² 以下）・階数（平屋建て）・軒高（6m未満等）・非危険物貯蔵の禁止等の制限について、海外の法規制や保険等を調査した上で、欧米とイコールフットिंगな火災安全対策とする方向で検討し、速やかに結論を得て、必要な措置を講ずる。	令和4年結論、結論を得次第速やかに措置	総務省
3	車載用リチウムイオン蓄電池に係る、指定数量の倍数を合算しない場合の明確化（必要な耐火性を有する布で覆う場合）	消防庁は、指定数量未満の車載用リチウムイオン蓄電池を、必要な耐火性（通常の火災時における火炎を有効に遮るために特定防火設備に必要とされる遮炎性能等）を有する布で覆う場合には、当該耐火布で覆われた蓄電池を複数置く場合であっても蓄電池ごとの指定数量の倍数を合算しないことができるよう、消防法上の取扱いを明確化する。	令和4年上期措置	総務省
4	定置用リチウムイオン蓄電池設備を屋外に設置する場合の保有空地等の緩和	消防庁は、消防法の危険物規制の対象となる、コンテナ又はキュービクルに収納された屋外設置の一定数量以上のリチウムイオン蓄電池設備に関して、当該設備が出火及び類焼対策が規定されているJIS規格等に準拠しており、かつ、消火困難性に応じた消火設備を設置する場合には、設備周辺の保有空地の幅の規制緩和や設備間の離隔距離の撤廃等の措置を講ずる。	令和4年度上期措置	総務省
5	リチウムイオン蓄電池の電解液が含浸した電極材等の取扱いの明確化	消防庁は、消防法の危険物規制にて引火性液体（第4類第2石油類）に該当する電解液が含浸した電極材等について、引火点が40℃以上であれば危険物には該当せず、容量カウントしない旨の解釈を統一化し、通知を発出する。	令和4年上期措置	総務省

6	リチウムイオン蓄電池に係る、消防法上の対象火気設備規制の運用の明確化	消防庁は、使用に際し火災発生の恐れがある一定容量以上の蓄電池設備を規制する対象火気設備規制について、 a 蓄電池設備を複数台接続して設置する場合、蓄電池を用いる蓄電システムがそれぞれの箱に収納され、当該蓄電システムがJIS規格に適合するなど火災予防上一定の安全性を有する場合であれば、箱ごとに同規制への適合が判断されるものとする（容量を合算しない）ことを明確化し、通知を发出する。 b 一定容量以上の蓄電池設備を内部に人が立ち入ることができる屋外コンテナ等の内部に設置する場合は、屋外に設置するものに該当しないと整理することで、建築物からの離隔距離規制等が不要となるよう明確化し、通知を发出する。	措置済み	総務省
7	急速充電器に係る、消防法上の対象火気設備規制における取扱いの見直し	消防庁は、現行の対象火気設備規制上、全出力が200kWを超える大出力の急速充電器は、「急速充電設備」ではなく「変電設備」扱いとされているため、設備内に担当者以外の者が出入りできないなどの設置の障壁が存在する。大型電動車、電動バスや電動トラックの普及拡大に向けて、出力の上限を撤廃し、大出力の急速充電器も「急速充電設備」扱いとする方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。	令和4年度上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置	総務省
8	急速充電器に係る、消防法の対象火気設備規制の運用の統一化	消防庁は、現行の消防法の対象火気設備規制上「変電設備」扱いとなる大出力の急速充電器について、充電器本体に接続されるケーブル・コネクタやそれを収納する充電ポストなどから建築物との離隔距離を設けなくてよいという方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。	令和4年上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置	総務省

(2) 路面太陽光発電を含めた道路・都市公園における再生可能エネルギー導入の促進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
9	道路における再生可能エネルギー導入目標の策定	a 国土交通省は、道路においてトンネルや無線中継局の付近等に太陽光発電設備を試験的に導入し、導入済みの箇所及び試験的に設置した太陽光発電設備における課題を確認し、道路における太陽光発電設備設置のための技術指針を策定する。 b 国土交通省は、道路における再生可能エネルギーの導入に有効・有用な技術・手法や設置に係る条件が明確となった段階において、2030年度及び2050年度における道路での再生可能エネルギーの導入目標を策定する。	a: (試験導入) 令和4年度措置、(技術指針策定) 令和4年度から検討を開始し、速やかに措置 b: 技術指針を策定した後、速やかに措置	国土交通省
10	路面太陽光発電の車道(公道)における設置に向けた規制見直し	a 国土交通省は、路面太陽光発電の車道(公道)における設置に向けて、公募により設置者を募って試行し、課題を確認するための技術公募を実施する。 b 国土交通省は、道の駅や車道(公道)での活用を想定し、屋外環境での性能確認試験を行い、課題を確認した上で、活用可能な技術	a: 令和4年度措置 b: 技術公募・実証の結果を踏まえ、結論を得次第速やかに措置	国土交通省

		を踏まえて、技術基準の策定や法制度の改正を検討し、必要な措置を講ずる。		
11	都市公園における再生可能エネルギー導入目標の策定	国土交通省は、地方公共団体の実情を考慮の上、先行事例の取組も参考にしつつ、国営公園を含め、都市公園における再生可能エネルギーの導入目標を策定する。	令和4年検討・結論・措置	国土交通省
12	都市公園における駐車場屋根置き太陽光発電設備の促進	国土交通省は、駐車場の上部空間を活用した再生可能エネルギー導入の取組の推進の観点から、駐車場屋根置き太陽光発電設備も駐車場の付属物として都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第5条に規定されている公園施設に含まれること、またPark-PFI（公募設置管理制度）の公募対象公園施設に含まれることを地方公共団体や事業者等に周知・公表する。	措置済み	国土交通省

(3) バイオマス発電等の拡大に向けた廃棄物・リサイクル関連法制の在り方

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
13	一般廃棄物及び産業廃棄物の混合処理の扱いの明確化	環境省は、同様の性状を有する一般廃棄物と産業廃棄物を両方の処理業の許可を有する者の運搬車又は施設において混合処理することが法令上禁じられていないことや混載して運搬しても差し支えないことなどを明確化し、通知を発出する。	措置済み	環境省
14	「バイオマス発電燃料等に関する廃棄物該当性の判断事例集」の更新	環境省は、地方公共団体が廃棄物該当性の判断を行う際に参照できるよう同事例集を更新し、公表する。	措置済み	環境省
15	「一般廃棄物処理有料化の手引き」の改訂	環境省は、より望ましい形での資源化を促進する観点から、「一般廃棄物処理有料化の手引き」を改訂し、市町村における受入量の縮減を図る方策を検討すべき旨とともに、地域における資源化施設等での受入価格水準等についても考慮の上、廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい旨を周知する。	措置済み	環境省
16	地下工作物の存置の可否の明確化	環境省は、地下工作物の存置の可否について、関連事業者及び土地所有者の意思に基づいて地下工作物を存置して差し支えない場合の条件や留意事項を明確化し、通知を発出する。	措置済み	環境省
17	食品廃棄物を含むバイオマスのエネルギー利用に関する目標設定	農林水産省は、次期バイオマス活用推進基本計画において、関係府省等と協議の上で、バイオマスの利用促進を図るため、食品廃棄物等のバイオマスのエネルギーを含めた利用率の目標設定について検討し、速やかに結論を得て、必要な措置を講ずる。	令和4年度上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置	農林水産省
18	エネルギー利用の促進に向けた、食品リサイクル基本方針の一部改正	a 農林水産省は、次期食品リサイクル基本方針において、「エネルギー利用の推進」、「焼却・埋立の削減目標」、更には「社員食堂等からの食品廃棄物の削減の重要性」等を明記する方向で検討し、必要な措置を講ずる。 b 農林水産省は、「学校給食や社食を製造する施設」や「物流・倉庫業」等の食品関連事業者の者以外の者について、実態を把握し	令和4年度上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置	農林水産省

		<p>た上で、収集運搬の特例制度の適用を検討し、結論を得る。</p> <p>c 農林水産省は、「登録再生利用事業者制度」について、過去1年間に特定肥飼料等の製造・販売実績がない者も登録を受けることができるよう見直しを検討し、必要な措置を講ずる。</p>		
--	--	--	--	--

(4) 洋上風力発電等の導入拡大に向けた規制・制度の在り方

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
19	日本版セントラル方式の確立	<p>a 令和4年度までの実証事業の結果も踏まえて、初期段階から政府や地方公共団体が関与し、より迅速かつ効率的に風況・海底地盤等の初期調査、適時に系統確保等を行う仕組み（日本版セントラル方式）を確立し、政府や政府に準ずる特定の主体等による初期段階の調査を開始した上で、同方式を前提とした事業者公募を実施する。</p> <p>b 環境アセスメント制度について、立地や環境影響などの洋上風力発電の特性を踏まえた最適な在り方を、関係府省、地方公共団体、事業者等の連携の下検討する。</p>	<p>a：令和5年度から調査開始、事業者公募は令和7年度内を目指す</p> <p>b：令和4年度から検討開始し、速やかに結論を得る</p>	<p>経済産業省</p> <p>国土交通省</p> <p>農林水産省</p> <p>環境省</p>
20	事業者公募の評価基準等の見直し	<p>令和3年12月に公表された海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（平成30年法律第89号）に基づく公募結果を踏まえ、運転開始時期に係る評価の在り方等を含めて、公募の評価基準等の見直しを実施する。</p>	令和4年内できるだけ早期に措置	<p>経済産業省</p> <p>国土交通省</p>
21	排他的経済水域（EEZ）における浮体式洋上風力発電の推進等	<p>内閣府（総合海洋政策推進事務局）は、令和5年に閣議決定を予定している「第4期海洋基本計画」において、排他的経済水域における浮体式洋上風力発電の導入促進に向けた方策の在り方について明確に位置付けることを検討し、結論を得て、必要な措置を講ずる。</p>	令和5年検討・結論・措置	内閣府
22	風力発電（特に洋上風力）に係る工事計画届出の確認審査の迅速化	<p>経済産業省は、大量導入が見込まれる風力発電（特に洋上風力）における工事計画届出の確認審査の迅速化に向けて、専門機関（「登録適合性確認機関」）による技術基準への適合性確認を経た文書を工事計画の届出に添付することで、有識者から構成される「専門家会議」における確認を不要とし、工事計画届出の審査を大幅に簡略化する制度を創設する。</p>	今期通常国会に法案を提出したことをもって措置済み	経済産業省
23	洋上風力分野における電気事業法上の審査プロセスの短縮に向けた標準処理期間の設定等	<p>経済産業省は、洋上風力分野における電気事業法上の審査プロセスの予見可能性を高めるために、登録適合性確認機関が法制化された場合には、各機関において標準処理期間に関する規定を業務規程等に定めることを同機関の登録要件とする。</p>	今期通常国会に法案を提出したことをもって措置済み	経済産業省
24	建設材料の認証に係る海外規格の取り込み	<p>経済産業省は、洋上風力発電の建設に利用されるボルト・ナット・座金等の材料の利用認証に関して、EN規格等の海外規格の取り込み（専門家審査の不要化等）の可否につい</p>	令和4年上期措置	経済産業省

		て調査・検討した結果、海外規格品を含む一定の条件を満たさない材料を「経済産業省電力安全課長の確認が必要な材料」と位置付けることを技術基準の解釈を改正して明確化する。		
25	カボタージュ規制に係る特許取得手続の透明化	国土交通省は、カボタージュ規制に関して、沿岸輸送特許の過去の実績を明らかにすることを検討し、必要な措置を講ずる。	令和4年検討・結論、結論を得次第速やかに措置	国土交通省
26	日本籍化（フラッグバック）の迅速化に向けたマニュアルの作成	国土交通省は、洋上風力発電の建設等に必要となる船舶の日本籍化（フラッグバック）に関する船舶検査・測度・登録手続を記したマニュアルを作成し公表する。	措置済み	国土交通省
27	洋上風力発電事業者用の窓口設置	国土交通省は、カボタージュ規制に係る大臣特許の審査基準の事前相談、洋上風力発電に係る船舶の船員不足の解消や日本籍化の際の手続等のために、国土交通省内に洋上風力発電事業者用の窓口を設置する。	措置済み	国土交通省
28	風力発電所等の建設工事現場に超大型貨物を搬入する場合の臨時的活動拠点に係る手続の緩和	国土交通省は、風力発電所等の建設工事に必要な超大型貨物の輸送需要は、通常、期間が限定的であるにもかかわらず、運送事業者は、都度、建設工事現場近隣への営業所の設置及び廃止の手続（国土交通大臣の認可）が必要であるところ、建設工事現場に超大型貨物を搬入するために設置する臨時的活動拠点において、運送事業者が輸送の安全確保に係る措置を適切に講ずることを前提に、その設置及び廃止等の手続を緩和する特例を制定する。	措置済み	国土交通省
29	風力発電設備の部材を輸送する場合の保安基準緩和認定の明確化	国土交通省は、風力発電設備の部材等の長大又は超重量の物品の輸送に当たっては、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第55条に基づき、基準緩和の認定を受ける必要があるところ、申請により、車両総重量等を自動車の性能の最大値として認定することができるものとするを明確化し、周知する。	措置済み	国土交通省

(5) 国や地方公共団体が所有する公共施設における再生可能エネルギーの推進

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
30	再生可能エネルギーの促進に係る、地球温暖化対策の推進に関する法律上の公共部門の率先実行のPDCAの改善	「2030年度におけるエネルギー需給の見通し」（令和3年10月22日公表）における2030年度の太陽光発電の導入見込みにおいて、「地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号）に基づく政府実行計画等に基づき、公共部門が率先して実行」することで6.0GW（以下「GW導入目標」という。）分の導入が見込まれているが、その達成に向けて着実にPDCAを回していくために、以下の措置を講ずる。 a 環境省は、各府省及び地方公共団体に対して行うフォローアップ調査や施行状況調査等を通じて、施設の種別等に応じて太陽光発電のkWベースでの導入実績及び2030年度の導入見通しの把握を実施する。また、把	a: 令和4年度措置、以降毎年度実施 b: aを踏まえて、令和5年上期措置 c: 順次措置 d: 令和5年上期措置 e: 令和4年度措置	a: 環境省 b: 環境省 その他全府省庁 c: 警察庁 総務省（消防庁） 文部科学省 厚生労働省 国土交通省 環境省

		<p>握した地方公共団体の施設種別の導入実績・導入見通しは、各府省に共有する。</p> <p>b 環境省及びその他各府省は、aにおいて把握した国及び地方公共団体における導入見通しの総計とGW導入目標との整合性を踏まえて、施設種別に、kWベースでの2030年度の主に太陽光発電による再生可能エネルギーの導入目標を策定し、GW導入目標の達成に向けたPDCAを回す仕組みを構築する。</p> <p>c 関係府省は、所管する行政分野に関する事務を担当する地方公共団体の各部局に対して、地方公共団体が所有する公共施設（敷地を含む）において主に太陽光発電による再生可能エネルギーの導入が進むよう支援や助言、情報提供等を実施する。</p> <p>d 環境省は、各府省に対して行うフォローアップ調査等を通じて、各府省が把握するよう努めた独立行政法人等の計画策定状況及びkWベースの導入実績について取りまとめ、その状況を公表する。また、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルに「国・地方公共団体以外の公的機関の率先実行の促進」に関する記載を追加しており、さらに、施行状況調査に地方独立行政法人の計画策定等に関する設問を追加し、結果を取りまとめて公表する。</p> <p>e 環境省は、低炭素社会実行計画等を策定している特殊法人であったとしても、当該法人が策定する同計画に、政府実行計画に定められた各種目標が内包されていない場合には、政府実行計画に準じた計画の策定を当該特殊法人に促すとともに、政府実行計画に準じた計画の策定が適当でない場合はその理由を把握する等の取組を各府省に対して依頼する。</p>		<p>d：環境省</p> <p>e：環境省</p>
31	公営住宅の省エネルギー化・再生可能エネルギー導入の推進	<p>国土交通省は、公営住宅の省エネルギー化・再生可能エネルギー導入を図るため、新設する公営住宅は、原則としてZEH水準を満たすこと、また、やむを得ない場合等を除いて原則として太陽光発電設備の設置を行うことなどを盛り込んだ公営住宅等整備基準に関する技術的助言を改正する。</p>	措置済み	国土交通省
32	国の庁舎等への再生可能エネルギー設置に係る屋上等の使用許可の複数回更新の可能化	<p>長期契約が一般的なPPAモデル（事業者が必要家の屋根や敷地に太陽光発電設備を無償で設置・運用して、発電した電気は設置した事業者から需要家が購入し、その使用料を事業者を支払うビジネスモデル等を想定）への対応を念頭に、国の庁舎等において、再生可能エネルギー発電設備の設置に係る屋上等の使用許可を複数回更新できるよう関連通達を改正する。</p>	措置済み	財務省 環境省

(6) グループ内外無差別的な電力取引の担保策等

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
33	内外無差別な電力卸売の実効性の確保等	<p>スポット価格高騰問題に関する議論を踏まえ、電力システムの基盤となる競争環境を整備する観点から、支配的事業者の発電・小売事業の在り方、具体的には、旧一般電気事業者の内外無差別的な卸売の実効性を高め、グループ内取引の透明性を確保するためのあらゆる課題を検討することが重要。こうした観点から、経済産業省は、1)内外無差別な交渉機会の確保、2)内外無差別な卸条件の確保、3)内外無差別な卸売を担保する体制の確保について、以下の取組を求め、今後、その進捗状況を確認するとともに、その他の課題（売り入札の体制、会計分離、発電分離等）についても検討していく。</p> <p>1) まず、令和5年度当初からの通年契約について、相対契約の交渉機会を内外無差別に均等に確保するため、旧一般電気事業者各社において、相対卸売の交渉スケジュールを、卸売を希望する事業者に内外無差別に明示する。また、社内・グループ内小売も含め卸売を希望する事業者との交渉を同じ時期に進める。更に、他社との相対取引と比較可能な形で、旧一般電気事業者の社内取引の条件を定めた文書を整備する。経済産業省は、交渉スケジュールが把握できる資料の提出を求め、実施状況を確認する。</p> <p>2) 契約条件が内外無差別に提供されることを担保するため、旧一般電気事業者各社において通年契約の卸標準メニュー（原則として、少なくとも通告変更権付きのもの、通告変更権のないものを1つずつ）を作成し、それぞれの具体的条件（通告変更の幅・タイミングなどオプションの詳細等）を設定・公表した上で、当該卸標準メニューに沿って取引交渉を実施する。経済産業省は、卸標準メニューと実績との乖離を確認する。</p> <p>3) 発電・小売部門間の情報遮断の更なる徹底に向けて、旧一般電気事業者各社において、情報遮断に関する社内の規程を整備する。旧一般電気事業者各社の社内取引について、社外契約と比較可能な粒度で、社内取引の条件を定めた文書を作成する。経済産業省は、上記に加えて、卸取引を担当する部門の組織上の位置付け等についても確認する。</p>	令和4年度以降順次措置	経済産業省
34	卸電力市場における旧一般電気事業者の自主的取組のガイドラインへの位置付け	<p>a スポット価格高騰問題に関する議論を踏まえ、卸電力市場に係る旧一般電気事業者の自主的取組の改善（余剰電力の限界費用ベースでの全量市場供出のガイドラインへの位置付け）を実施する。</p> <p>b さらに、卸電力取引所における取引の活性化に向けた方策について、あらゆる可能性を排除せずに引き続き検討する。</p>	<p>a：令和4年度中を目途に結論を得ることを目指し、結論を得次第速やかに措置</p> <p>b：令和4年度以降順次検討</p>	経済産業省

35	発電ユニットごと・コマごとの発電電力量の情報公開	経済産業省は、卸電力取引市場（スポット市場）の透明性確保や市場参加者の予見性向上、電力分野のデジタル化、発電に関する理解・信頼性の向上のため、欧州での対応を参考に、発電ユニットごと・コマごとの発電電力量の情報公開について、関係機関において必要な検討が行われることを前提に、各検討の結論を得次第速やかに措置を講ずる。	令和4年度中を目途に結論を得ることを目指し、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
36	需給曲線の情報公開	スポット市場の取引価格の高騰時等における情報公開の促進等の観点から、 a 分断エリア別の需給曲線の公開を実施する。 b 海外同等の閲覧・ダウンロードしやすい形での需給曲線の情報公開を検討し、結論を得た上で、速やかに実施する。	a：令和4年上期措置 b：令和4年内を目途に検討を行い、結論を得次第速やかに措置	経済産業省

(7) ディマンドレスポンス等の普及拡大に向けた制度見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
37	容量市場における発動指令電源の調達量上限の見直し等	a 経済産業省は、容量市場のメインオークションにおいて、発動指令電源の調達量上限（H3需要の3%）が設定されているところ、調達量上限の在り方について、上限の撤廃も選択肢に含めて検討を行い、必要な措置を講ずる。 b 経済産業省は、容量市場において、実需給年度の至近まで、稼働を見通せない電源等にも取引の機会を与えるため、1年前に実施される追加オークションの在り方について検討を行い、必要な措置を講ずる。 c 経済産業省は、容量市場のオークションにおいて、発動指令電源の同一価格の応札が複数存在し、調達量上限を超過した場合、現行制度ではランダム約定処理されるところ、按分処理を含めた他の約定方法についても検討を行い、必要な措置を講ずる。	令和4年上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
38	容量市場における発動指令電源の電源等登録期限の見直し等	経済産業省は、諸外国とは異なり、容量市場における発動指令電源は、落札後18か月以内に電源等を登録する必要があるところ、 a 落札後容量提供開始年度（43か月）までに登録をする安定電源と同様の期限とすることも選択肢に含めて検討し、必要な措置を講ずる。 b 電源等リストの提出から実効性テストまでの期間について、運用状況を踏まえ、手続期間を短縮していく方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。	a：令和5年上期目途での結論を目指す、結論を得次第速やかに措置 b：令和4年度内を目途に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
39	容量市場における1地点複数電源の応札可能化	経済産業省は、容量市場において、「1地点複数電源区分（安定電源と発動指令電源の組合せ等）」の応札は認められていないところ、 a 安定電源と発動指令電源の組合せについて、1地点複数応札を可能とする方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。 b 変動電源と発動指令電源の組合せについて、各電源から供給した分を区分計量できる	a：令和4年上期検討・結論、結論を得次第速やかに措置 b：令和4年内を目途に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省

		場合の、容量市場のリクワイアメント及びその確認方法について技術的な実現可能性を確認しながら検討を行い、必要な措置を講ずる。		
40	需給調整市場における系統側蓄電池、需要側蓄電池が参加可能な超高速商品の設計	経済産業省は、変動性再エネの増加や火力電源の退出等によって慣性力の必要性が高まってくることが想定されるところ、慣性力の必要量の検討、技術課題の整理、費用対効果の算定等の結果や蓄電池の応答性を踏まえ、活用の仕組みの検討を行い、必要な措置を講ずる。	需給調整市場の商品が出そろう令和6年度末までの検討状況を踏まえ、速やかに結論	経済産業省
41	調整力公募や需給調整市場における計量方法	経済産業省は、調整力公募や需給調整市場にディマンドレスポンスで参画する場合、現状は需要家の引込み地点（受電点）で計量及びベースライン設定を行うこととなっているところ、受電点より下部のメータで計量及びベースライン設定を行うことを認める場合、需要家内での不正行為の防止策の策定やそれに関わる一般送配電事業者の業務負荷の増加への対応が必要なことから、コスト・ベネフィットの評価を含め、その実現可否の検討を行い、結論を得る。	令和4年度結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
42	ノンファーム接続の電源・蓄電池の容量市場等への参加	経済産業省は、ノンファーム接続の電源・蓄電池は容量市場及び需給調整市場への参加が不可となっているところ、 a 容量市場については、令和4年度メインオークションにおいて、基幹系統でノンファーム型接続が適用される電源の参加を可能とする方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。 b 需給調整市場については、市場参加に必要な要件を満たしていることを前提に、令和4年度末に予定されている再給電方式導入以降は、ノンファーム接続の電源であってもファーム接続の電源と同様に需給調整市場への参加を可能とする方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。	令和4年上期結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
43	需給調整契約の実態調査等	経済産業省は、電源トラブルや系統事故等により、電力不足が懸念される場合などに電力の使用を抑制する目的で旧一般電気事業者と需要家間で結ばれた需給調整契約について、送配電部門の分離に伴い、小売部門に引き継がれたケースがあるが、発動を前提とされた運用がなされているかなど必ずしも明確ではないことから、 a 旧一般電気事業者各社の需給調整契約の実態（発動を前提とした運用がなされているか、発動実績、料金割引の水準等）を調査し、その結果を公表する。 b 新たな需要抑制契約の提案・締結の環境を整えるために、上述の調査の結果、発動を前提とした運用がなされていない場合には、そのような契約は需要抑制とは無関係な「付帯契約」であることを「適正な電力取引ガイドライン」等に明確にすることも選択肢の1	a：令和4年度上期措置 b：aの調査結果を踏まえて令和4年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省

	つとして検討を行い、必要な措置を講ずる。	
--	----------------------	--

(8) 地域と共生した再生可能エネルギーの導入拡大に向けた規制・制度の在り方

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
44	小出力太陽電池発電設備等の保安規制の拡充	<p>a 経済産業省は、小出力太陽電池発電設備等の保安規制の適切な拡充を図るために、太陽電池発電所の使用前自己確認制度について、現在対象外としている50kW～500kW規模の太陽電池発電所も対象に含めるとともに、使用前自己確認の確認項目について、太陽電池発電設備や風力発電設備については、電氣的なリスクだけではなく、設備の構造的なリスクについても確認を求める方向で見直しを実施する。</p> <p>b 経済産業省は、これまで一部保安規制の対象外だった小出力発電設備（太陽光発電設備（50kW未満）、風力発電設備（20kW未満））について、新たな類型（「小規模事業用電気工作物」）に位置付け、既存の事業用電気工作物相当の規制を適用（技術基準維持義務等）しつつ、保安規程・主任技術者関係の規制については、これに代わり、基礎情報届出を求める方向で見直しを実施する。</p>	今期通常国会に法案を提出したことをもって措置済み	経済産業省
45	電気工作物の事故情報の詳細かつ全国規模での公開	<p>経済産業省は、再生可能エネルギー等に係る事故の再発防止等の観点から、各産業保安監督部等に報告された電気設備の電気事故報告（事故詳報）情報を全国規模で集約したデータベースを構築し、当該データベースに基づいた電気事故の情報を電気設備の事故情報公開システムによって公開する。</p>	措置済み	経済産業省
46	民有林における太陽光発電設備に係る林地開発許可（1ha超）の在り方	<p>a 農林水産省は、令和元年12月に林野庁より通知した太陽光発電設備の設置に関する林地開発許可基準について、都道府県の運用実態を把握・分析し、効果の把握を行うとともに、その取りまとめ結果を公表する。</p> <p>b また、農林水産省は、運用実態の把握・分析を通じて、必要となる林地開発許可基準の見直しについて検討し、結論を得る。</p> <p>c 農林水産省は、林地開発許可に関して、法令上に明記されていない「取消し措置」の有効性を整理し、その結果を都道府県と共有する。</p> <p>d 農林水産省は、執行強化のために、違反行為に対する行政指導や監督処分の全国的な取組状況を都道府県と共有するとともに結果を公表し、また、違反行為に対する行政指導や監督処分の事例分析をした上で、都道府県と共有し、執行体制を支援する。</p>	<p>a：令和4年上期措置</p> <p>b：aを踏まえて、令和4年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置</p> <p>c：有効性の整理：措置済み</p> <p>共有：順次措置</p> <p>d：措置済み</p>	農林水産省
47	民有林における太陽光発電設備に係る1ha以下の開発行為への規制の在り方	<p>農林水産省は、伐採届により確認される森林以外への転用案件について、衛星写真を活用して行った土砂流出等の発生状況調査を踏まえ、必要に応じて基準の見直しについて検討し、結論を得る。</p>	令和4年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	農林水産省

(9) 電気事業法等に係る保安・安全規制等の見直し

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
48	電気保安規制の主任技術者制度に係る見直しの検討	経済産業省は、電気主任技術者制度において、2時間以内の到着要件や監督可能な事業場数など、一律に求められている現行規制の趣旨・目的や規制の科学的根拠・合理性について、諸外国の規制との比較や保険制度の適用等も含めて調査し、審議会での議論をもとに、結論を得て、必要な規制見直しを実施する。	令和4年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
49	統括制度における電気主任技術者の2時間以内到着ルールの見直し	経済産業省は、電気事業法に基づく現行の保安規制において、特別高圧（5万V以上）で系統連系する大規模再エネ設備や、電圧が17万V未満の火力発電所及び需要設備等への統括制度を利用した第2種電気主任技術者の選任は、設置場所への2時間以内の到着要件を求めているところ、第2種電気主任技術者がスマート保安技術を活用して確実な指揮監督を行うことを前提として、2時間以内に同設備に到達できる者を担当技術者とする組織形態も可能とする方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。	令和4年上期措置	経済産業省
50	外部委託の対象となる電圧・出力規模の拡大	経済産業省は、外部委託の対象となる電圧・出力を特別高圧で系統連系する設備まで拡大することに関して、諸外国の規制・制度等を調査した上で、我が国の電気保安規制の制度趣旨も踏まえつつ検討し、必要な措置を講ずる。	令和4年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
51	外部委託制度における月次・年次点検周期や換算係数・圧縮係数の見直し	a 経済産業省は、自家用電気工作物の電気主任技術者を外部委託する場合、告示等にて点検頻度（例：月次点検を1月に1回以上実施、年次点検を1年に1回以上実施など）を定めているところ、スマート保安技術を実装し、高い保安レベルを確保している事業者に対する点検頻度の検討を行い、必要な措置を講ずる。 b 経済産業省は、「スマート保安プロモーション委員会」等を活用してスマート保安技術等を実装し保安レベルが確保されるか否かを確認した上で、随時換算係数・圧縮係数の見直しを併せて行う。	令和4年度検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
52	有機ランキンサイクル方式のバイナリー発電設備に係るボイラー・タービン主任技術者の選任方法や監視形態に係る見直し	a 経済産業省は、有機ランキンサイクル方式のバイナリー発電設備について、発電設備等の工事、維持及び運用に関する保安の監督を行うためにボイラー・タービン主任技術者の選任が必要とされているところ、そのリスクや他国における保安規制を調査するとともに、ボイラー・タービン主任技術者の選任方法等について、大臣許可選任の要件に、経済産業省が実施する講習の修了者等を選任することを可能とする方向で検討を行い、必要な措置を講ずる。 b また、経済産業省は、同発電設備について、事故時の体制等を調査した上で、海外と同様に、随時監視制御方式や随時巡回方式が	a：令和4年度上期検討・結論・措置 b：令和4年度検討・結論・措置	経済産業省

		可能か否かや無人化が可能か否かについて検討を進め、必要な措置を講ずる。		
53	ダム水路主任技術者に係る実務経験年数等の見直し【再掲】	a 経済産業省は、将来的な人材不足が懸念されるダム水路主任技術者の免状取得に当たり求められている実務経験年数について、 ①講習受講等による実務経験年数の短縮 ②実務経験年数の対象業務の見直しに係る検討を行い、必要な措置を講ずる。 b 経済産業省は、ダム水路主任技術者が統括管理できる事業場数の上限や到達時間の制限の見直しの検討を行い、必要な措置を講ずる。	a①：令和4年上期措置 a②：措置済み b：令和4年度上期措置	a, b：経済産業省
54	バイオマスボイラーの遠隔制御監視基準の見直し	厚生労働省は、バイオマスボイラーについて、ボイラー設置場所以外で遠隔監視する場合、遠隔監視室を設置する場合の基準を示す一方、遠隔監視室以外の場所における監視装置による監視の基準を示していないところ、監視装置の監視の基準について専門家による技術的検討を行い、通達の改正を行う。	措置済み	厚生労働省

(10) 住宅・建築物分野におけるエネルギー性能の向上に向けた規制・制度の在り方

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
55	省エネルギー基準の適合義務化・基準強化	a 国土交通省は、省エネルギー基準適合義務化の対象外である住宅及び小規模建築物の省エネルギー基準への適合を2025年度までに義務化する。 b 国土交通省及び経済産業省は、2030年度以降新築される住宅・建築物について、Z E H・Z E B基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指し、総合的な誘導基準・住宅トップランナー基準の引上げ、省エネルギー基準の段階的な水準の引上げを実施する。	a：今期通常国会に法案を提出したことをもって措置済み b：左記目標と整合的に措置	a：国土交通省 b：国土交通省 経済産業省
56	住宅性能表示制度における省エネルギー性能に係る更なる上位等級の創設	国土交通省は、従前の住宅性能表示制度における省エネ性能に係る等級は現行の省エネ基準相当等が最高等級であり、地方公共団体等においてZ E Hを上回る断熱性能の基準設定等が行われる中で、従前の住宅性能表示制度ではZ E Hやそれを上回る省エネ性能を評価することができなかったため、Z E H基準の水準の省エネ性能に相当する上位等級（断熱等性能等級5及び一次エネルギー消費量等級6）を設定するとともに、さらに、戸建住宅におけるZ E H基準を上回る上位等級（断熱等性能等級6及び7）を新たに創設する。	Z E H水準の等級：措置済み Z E H基準を上回る上位等級：令和4年10月措置	国土交通省
57	住宅・建築物の省エネルギー性能表示の推進	国土交通省は、住宅・建築物の販売・賃貸における省エネ性能表示について、販売事業者等がその販売・賃貸する建築物の省エネ性能に関し表示すべき事項及び表示に際して遵守すべき事項を定め、これに従って表示を行っていない事業者に対し、勧告等を行うことができるよう、強化する。	今期通常国会に法案を提出したことをもって措置済み	国土交通省
58	建築物への再生可能エネルギー設備の設置に係る	国土交通省は、市町村が、地域の実情を踏まえて再生可能エネルギー利用設備の設置	今期通常国会に法案を提出したこと	国土交通省

	説明義務制度の創設	を促すことにより建築物の省エネ性能の向上を図ることが効果的な区域について、再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画を定め、当該区域内において、建築士から建築主に対する再生可能エネルギー利用設備の効果等の説明義務を課することができる制度を創設する。	をもって措置済み	
59	再生可能エネルギー利用設備の設置に際しての形態規制に関する特例許可	国土交通省は、地域の実情を踏まえて再生可能エネルギー利用設備の設置を促すことにより建築物の省エネルギー性能の向上を図ることが効果的な区域内で、再生可能エネルギー利用設備の設置の促進に関する計画に即して再生可能エネルギー利用設備を設置する建築物について、特定行政庁が市街地環境を害しないことを個別に確認し、建築審査会の同意を得た上で許可した場合には、許可の範囲内で、建築物の高さ等の限度を超えることを可能とする制度を導入する。	今期通常国会に法案を提出したことをもって措置済み	国土交通省

(11) その他

No.	事項名	規制改革の内容	実施時期	所管府省
60	農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入目標の設定	農林水産省は、2050年カーボンニュートラルに向けた農山漁村地域における再生可能エネルギーの導入目標を策定する。その際には、森林分野の導入目標も併せて示す。	令和4年度内の措置を目指す	農林水産省
61	生産緑地地区内における売電を行う営農型太陽光発電設備の設置の実現	現行制度上認められている、農産物等の生産のために必要な太陽光発電設備だけではなく、営農の確保を前提に売電を行う営農型太陽光発電設備についても、生産緑地地区内で設置できるよう措置を検討する。	令和4年内のできるだけ早期に検討・結論	国土交通省
62	北海道エリアにおける蓄電池の設置	経済産業省は、北海道エリアにおいて、現在、自然変動電源に課されている、発電事業者負担のサイト側蓄電池の設置等を実質的に求めている出力変動対策要件について、今後必要となる調整力の算定・確保の在り方や調整力不足時の対策等の検討の進捗を踏まえつつ、審議会において具体的な撤廃時期など撤廃に向けた議論を行い、結論を得た上で、必要な措置を講ずる。	令和4年度上期までのできるだけ早期に検討・結論、結論を得次第速やかに措置	経済産業省
63	再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法における申請方法のデジタル化	経済産業省は、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づく申請の方法については、現在はシステムにより申請書の作成を行った後に郵送することとなっているが、オンラインでの申請が可能となるよう措置を講ずる。	措置済み	経済産業省
64	水上太陽光に係る、ため池に関する情報提供の拡充	農林水産省は、ため池防災支援システムに登録されているため池の位置（緯度・経度）や満水面積などの情報を、都道府県と調整し、農林水産省ホームページに公表する。	令和4年度上期措置	農林水産省